

## 市役所の開庁時間

午前 8 時 30 分～  
午後 5 時 15 分

(土・日曜日、祝日、  
年末年始は閉庁)

☎0745-82-8000(代)

# お知らせ information

掲載の情報についての詳細は  
市のホームページをご覧ください

## 問い合わせ電話番号 について

市内には、市外局番が 0743 の  
地域と 0745 の地域があります。  
※市外局番 0743 の地域の方は、  
市外局番が表記されていない場  
合は、市外局番 0745 をつける  
必要があります。

## 医療・保険の窓口からお知らせします

問 保険年金課 (☎82・3672 / IP ☎88・9086)

### 福祉医療

#### 福祉医療費受給資格証の更新 手続きが必要です

現在お持ちの資格証の有効期  
限は 7 月 31 日です。対象の方に  
は新しい資格証を更新申請書と  
ともに、7 月下旬に郵送します。  
同封の申請書等に必要事項を記  
入のうえ、返信用封筒で返送し  
てください。

ただし、平成 31 年 1 月 2 日以  
降に宇陀市に転入された方や無  
申告などで所得不明の方、その  
他手続きが必要な方は、窓口へ  
お越しいただく場合があります。  
対象となる方には、7 月中  
旬に通知します。

#### 各制度の対象者は次のとおり

手続きがまだの方はお早目に  
手続きをお願いします。

#### 【心身障害者医療費助成制度】

対象

- 65 歳未満で身体障害者手帳 1  
級 2 級、または療育手帳 A 1・  
A 2 の交付を受けている方
- 65 歳以上 75 歳未満で後期高齢  
者医療保険に加入されていない  
人で、身体障害者手帳 1 級・  
2 級、または療育手帳 A 1・  
A 2 の交付を受けている方

#### 【ひとり親家庭等医療費助成制度】

対象 母子・父子家庭の母・父、  
児童 (18 歳の年度末まで) など

#### 【重度心身障害老人等 医療費助成制度】

対象

- 65 歳以上で、身体障害者手帳  
1 級・2 級、または療育手帳 A  
1・A 2 をお持ちで、後期高齢者  
医療制度に加入されている方
- 75 歳以上で、ひとり親家庭等  
医療費助成制度の対象の方
- ※ 重度心身障害老人等医療費助  
成制度受給者の方については、  
受給資格証を発行していません  
が、更新手続きは必要です。

#### ※ 乳幼児医療費受給資格証 (0

歳) 小学校就学前のお子さん)  
と子ども医療費受給資格証 (小・  
中学生) は更新の必要はありま  
せんが、ご加入の健康保険や振  
込口座などに変更がある場合は  
届出をお願いします。

また、現在子ども医療費助成  
制度により、小・中学生の通院  
の助成も行っていますが、申請  
書が未提出の方は受給資格証の  
交付ができませんので、医療費  
助成を受けていただくことがで  
きません。

#### ■ 未就学児は 8 月診療分から医 療制度が変わります

今年 8 月診療分から、未就学  
児 (0 歳) 小学校就学前のお子  
さん) に限り福祉医療一部負担  
金のみの支払いになるので窓口  
負担が少なくなります (ただし、  
県外で受診した場合は除く)。  
新たな福祉医療費受給資格証は  
7 月下旬に郵送します。

### 国民健康保険

#### ■ 納税通知書を発送します

7 月 12 日 (金) に国保加入世  
帯の世帯主あてに納税通知書を  
発送します。本人が国保に加入  
していない場合でも、世帯のな  
かに国保に加入している方がい  
れば、世帯主に納税義務が生じ  
るため、あて先は世帯主となり  
ます。ただし、保険料額は、被  
保険者のみで計算します。  
被保険者になるのは、届け出  
したときではなく職場の健康保  
険等を抜いたとき、転入したと  
きなどです。

#### 【特別徴収 (年金天引き) の方】

受給の年金から天引きにより  
納付していただきます。また申  
し出により口座振替での納付に  
変更することもできます。

#### 【普通徴収 (年金天引き以外) の方】

7 月から翌年 2 月まで年 8 期  
に分けて納付していただきま  
す。納期限内に納付していただ  
きますようお願いいたします。

#### ■ 新しい国民健康保険高齢受給 者証を発送します

70 歳以上 75 歳未満の方に交付  
されているこの受給者証の有効  
期限は 7 月 31 日です。対象の方  
には新しい受給者証を、7 月 22  
日 (月) に郵送します。

有効期限の過ぎた受給者証は、  
8 月 1 日以降に保険年金課、各  
地域事務所へ返却してください。

#### ■ 限度額適用認定証および限度 額適用・標準負担額減額認定 証の更新手続きが必要です

現在お持ちの認定証の有効期  
限は 7 月 31 日です。引き続き認  
定証が必要な方は、7 月 22 日  
(月) 以降に保険年金課、各地  
域事務所まで申請してください。  
ただし、国民健康保険税に滞納  
がある場合は、認定できません。

【申請に必要なもの】

○マイナンバー ○印鑑 ○国民健康保険被保険者証 ○現在お持ちの認定証 ○長期入院該当※の方は、過去1年間の入院領収書（※申請日前91日以上入院があり、世帯主および国保被保険者の平成31年度住民税非課税の場合）

なお、70歳以上75歳未満で申請が必要なのは、世帯主および国保被保険者が平成31年度住民税非課税、もしくは課税総所得145万円以上（現役並み所得者）の場合です。

■新しい国民健康保険特定疾病療養受療証を発送します

現在お持ちの受療証の有効期限は7月31日です。新しい受療証は平成31年度住民税の課税状況により「自己負担限度額」の決定を行った後、7月22日（月）に郵送します。

■所得申告について

保険税所得割額の算出、限度額適用認定証や高額療養費の判定などの基礎とするため、所得の有無に関わらず、毎年必ず所得の申告を行う必要があります。まだ申告の済んでいない方は、早急に手続きをしてください。

後期高齢者医療保険

■新しい後期高齢者医療被保険者証を発送します

現在お持ちの被保険者証の有効期限は7月31日です。対象の方には新しい被保険者証を、7月中旬に簡易書留にて郵送します。

有効期限の過ぎた被保険者証は、8月1日以降に保険年金課、各地域事務所へ返却してください。

なお、平成30年度分以前の保険料に未納がある方には、やむなく、短期証（通常より有効期間が短い保険証）となることもありますのでご了承ください。

■納入通知書を発送します

7月中旬に平成31年度の納入通知書を発送します。

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を納めていただくことになります。

【特別徴収（年金天引き）の方】

受給の年金から天引きにより納付していただきます。また申し出により口座振替での納付に変更することもできます。

【普通徴収（年金天引き以外）の方】

7月から翌年2月まで年8期に分けて納付していただきます。納期限内に納付していただきますようお願いいたします。

■国民健康保険税額の決まり方

税額は、医療分、後期支援金分、介護分で構成され、それぞれ所得割額、均等割額、平等割額の合計金額で決まります。

|                   | 所得割  | 均等割     | 平等割     | 限度額  |
|-------------------|------|---------|---------|------|
| 医療分               | 9.3% | 27,800円 | 22,400円 | 58万円 |
| 後期支援金分            | 2.7% | 9,000円  | 7,200円  | 19万円 |
| 介護分<br>(40～64歳の方) | 3.0% | 15,200円 | —       | 16万円 |

■後期高齢者医療保険料の決まり方

保険料の額は、  
・均等割（被保険者が等しく負担する部分）  
・所得割（前年の所得に応じて負担する部分）の合計

$$\text{保険料（年額）} = \text{均等割額（45,200円）} + \text{所得割額（総所得金額 - 33万円）} \times 8.89\%$$

※保険料は、2年ごとに後期高齢者医療広域連合により改定されます。  
※賦課限度額は、62万円です。（どんなに所得が高い方でも、年間保険料額は62万円が上限となります）

■後期高齢者医療保険料軽減制度が改正

これまで保険料均等割額が9割軽減の方については、平成31年度における介護保険料の負担が軽減されます。

また、今年10月より年金生活者支援給付金制度が始まり、これにより月額5,000円が支給されます（金額は、保険料を納めた期間によって異なります）。なお、今年度の年金額は昨年に対して0.1%の増額となります。

このことを受け、今年度の同医療保険料については均等割軽減率の9割軽減（年間保険料4,500円）については8割軽減（年間保険料9,000円）へと変更されます。

【均等割軽減内容】

| 被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額                                      | 軽減割合   |
|----------------------------------------------------------|--------|
| 「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯                                     | 8.5割軽減 |
| 「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（その他各種所得がない場合） | 8割軽減   |
| 「基礎控除額（33万円）+ 28万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯（昨年度27.5万円）           | 5割軽減   |
| 「基礎控除額（33万円）+ 51万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯（昨年度50万円）             | 2割軽減   |

【職場の健康保険などの被扶養者だった方の軽減措置の改正】

後期高齢者医療制度の資格取得前日に職場の健康保険などの被扶養者だった方は、今年度からは後期高齢者医療保険に加入された日から2年間に限り保険料均等割額が5割軽減となり、所得割額は課されません。

※均等割軽減は、8.5割軽減、8割軽減が優先されます。

※一定の障がいをお持ちの方へ

65歳以上75歳未満の方で一定の障がいをお持ちの方は、現在ご加入されている医療保険と後期高齢者医療保険のいずれかを選択していただくことができます。後期高齢者医療保険の選択をご希望になられる方は、保険年金課までお問い合わせください。

納付書で「平成31年度」とあるのは、「令和元年度」と読み替えていただきますようお願いいたします。

なお、旧元号による表記について、その法律上の効力に影響はありませんので、ご理解よろしくお願ひします。



◀保険年金課 井戸

## 国民年金のお知らせ

### ■年金生活者支援給付金制度が10月からはじまります！

この給付金は、消費税率引き上げ分を活用して、年金を含めても所得が低い方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものです。

#### 【基礎年金の種類と受給要件】

#### 老齢（補足的な老齢）年金生活者支援給付金

- 65歳以上の老齢基礎年金受給者であること
- 請求する方の世帯全員の市民税が非課税であること

○ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879,300円以下であること

#### 障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金

- 障害基礎年金、または遺族基礎年金の受給者であること
- 前年の所得額（年金額は含まない）が4,621,000円＋扶養親族の数×38万円以下
- ※ただし、同一生計配偶者のうち70歳以上の方、または、老人扶養親族の場合は、38万ではなく48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万となります。

#### 【請求方法】

平成31年4月1日時点で老齢・障害・遺族基礎年金を受給し、

### ◆老齢（補足的な老齢）年金生活者支援給付金

【給付額（今年度）】 次の①と②の合計額 ※1

- ①保険料納付期間に基づく月額＝  
5,000円×保険料納付済月数/480月
- ②保険料免除期間に基づく月額＝  
10,834円※2×保険料免除月数/480月

※1 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が779,300円を超え879,300円以下の方には、①に一定の割合を乗じた補足的な老齢年金生活者支援給付金を支給

※2・保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間の場合（老齢基礎年金満額（月額）の1/6）  
・保険料1/4免除期間の場合は、5,417円（老齢基礎年金満額（月額）の1/12）

### ◆障害年金生活者支援給付金 遺族年金生活者支援給付金

【給付額（今年度）】

障害等級2級の方と遺族年金の方・・・月額5,000円  
障害等級1級の方・・・月額6,250円

問 ねんきんダイヤル（☎0570・05・1165）

支給要件を満たしている方には、9月頃に日本年金機構から給付金の請求書が送付されます。

※初回の支払い（10・11月分）は12月中旬（年金支払日）

これから年金受給者になる方は、65歳になる誕生日の前日以降に、年金の請求書と併せて給付金の請求書も提出してください。

#### ■国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請により保険料の納付が、免除・猶予となる制度があります。

保険料免除は、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合に、全額免除または一部納付が承認されます。

納付猶予は、本人が50歳未満の方で、本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合、全額納付猶予されます。

今年度の免除申請を7月1日から受付します

対象は7月から令和2年6月までの期間です。

なお、保険料の納付期限から2年を経過していない期間（申請時点から2年1か月前までの期間）については、さかのぼって免除などを申請できます。

また、退職（失業）した方には、退職（失業）による特例免除制度があります。通常、保険料が免除されるためには、申請者本人・配偶者・世帯主の方が所得基準の範囲内である必要がありますが、特例免除では、審査の対象となる該当者の所得を除外して審査を行います。

特例免除を申請される場合は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票等の公的機関の証明書の写しを持参してください。



問 桜井年金事務所

（☎0744・42・0033）

問 保険年金課

（☎82・3672 / IP ☎88・9086）

#### 住民票写し等の第三者交付に係る本人通知制度をご存じですか

この制度は、住民票の写しや戸籍謄（抄）本、戸籍の附票などの不正請求・取得を防止するため、第三者からの請求でこれらを交付した時に、本人に通知するものです。通知を希望する方は、事前登録が必要です。

#### 【対象】

○宇陀市に住民登録されている方（以前に住民登録をしていて削除されてから5年以内の方を含む）

○宇陀市に本籍がある方（除かれた戸籍も含む）

#### 【登録の有効期間】

登録した日から3年間。満了後は、再度申請が必要です。

#### 【必要書類】

○写真付の公的身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）

写真付でないものは2点（保険証、年金手帳など）

○法定代理人の場合は、戸籍謄本や資格を証明するもの（宇陀市に本籍があり、法定代理人の資格が確認できる場合は不要）

※委任状による代理人申請や郵送申請の場合も、本人確認書類の写しが必要です。

なお、この制度は交付の事実（発行書類や通数など）を通知するもので、交付を受けた第三者の氏名、住所等は通知しません。また、住民票の写し等交付の可否を事前に本人に確認する制度ではありません。

#### 問 市民課

（☎82・2143 / IP ☎88・9076）

## 水道メーター取替えのお知らせ

検定有効期限を迎えるメーターの取替えをします。屋外作業ですので、お留守でも実施させていただきます。取替え作業終了時には、お知らせの文書で通知させていただきます。

なお、水道メーターボックスの上や周囲に物を置かないよう、ご協力をお願いします。

【実施期間】 7月15日～31日（予定）  
【施工業者】 市上下水道協同組合  
【費用】 無料  
【7月の対象地域（各地域の一部）】

○大宇陀地域 西山、岩室、下竹、小附、芝生  
○榛原地域 山辺三、額井、赤瀬、長峯、福地、萩原（稲荷）、宮本、菟田川、新駅前、口田辺、奥田辺、鳥見町、軍士見ヶ丘、萩乃里、下井足、あかね台1～2丁目、天満台西4丁目、天満台東1～3丁目  
○室生地域 大野、西谷、下田口、向測、三本松

問水道局  
☎82・2185 / IP ☎88・90067

## 市営住宅（公営・改良）入居者募集

【入居申込書配布・受付期間】

日時 7月1日（月）～12日（金）

業務時間中  
場所 公営住宅課

【申し込み】 申込書により問へ（郵送不可）

※申し込みは1世帯1戸のみ  
【必要書類】 入居申込書・誓約書・市税完納証明書・マイナンバーカードなど

【申込資格】  
○今年6月30日時点で市内在住・在勤で、住むところに困っている方（持ち家がある方は原則申し込みできません）。

○改良住宅については、今年6月30日時点で、団地の住所地域に住所があること。

○同居親族がいる方。婚姻中で入居指定日までに婚姻できる方、事実上婚姻（内縁）関係にある方（住民票により確認できる方）。

○世帯全員の基準月収額が15万8千円以下であること。ただし、裁量世帯に該当の方は21万4千円以下であること。

※基準月収額とは「年間総収入額」から「年間所得金額」を計算し、「世帯の年間所得金額」を求め、「世帯の控除合計額」を差引額を12か月で割戻した額。

○市税その他市に対する納入金の滞納がないこと。

○申込者または同居親族が暴力団の構成員でないこと。

○過去に市営住宅に入居していた方は滞納・無断退去などをしていないこと。

\*現在市営住宅に入居されている方、不自然な世帯分離をしている方は申し込みできません。

### 【入居者の決定方法】

抽選会日 8月19日（月）  
入居指定日 9月2日（月）

### 【その他】

○入居資格審査会で申込者の実態調査と資格審査を行います。

○市営住宅は建築年数も経過し、壁等に傷や汚れなどがありますが、修繕できかねるところがあります。

【敷金】 入居時の家賃の3か月分の敷金が必要です

問公営住宅課  
☎82・5642 / IP ☎88・90096



▲公営住宅 笠神団地

## 募集物件一覧

### ■笠神団地 203号（公営住宅）

|           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 団地の住所     | 菟田野松井 252-1             |
| 構造 / 建設年度 | RC造 4階建 / 平成9年          |
| 間取り / 面積  | 3LDK/74.24㎡（家族世帯向け）     |
| 家賃        | 18,900円～（収入に応じて算出）      |
| 共益費       | 2,000円（年度毎に変動する場合あり）    |
| 駐車場       | 2,000円（必要な場合、1戸につき1台のみ） |

### ■上笠神団地 307号（公営住宅）

|           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 団地の住所     | 菟田野松井 186-3             |
| 構造 / 建設年度 | 木造3階建 / 平成15年           |
| 間取り / 面積  | 3LDK/77.90㎡（家族世帯向け）     |
| 家賃        | 19,100円～（収入に応じて算出）      |
| 共益費       | 2,000円（年度毎に変動する場合あり）    |
| 駐車場       | 2,000円（必要な場合、1戸につき1台のみ） |

### ■第1団地 31号（公営住宅）

|           |                    |
|-----------|--------------------|
| 団地の住所     | 大宇陀小附 1686         |
| 構造 / 建設年度 | 簡易耐火構造 2階建 / 昭和56年 |
| 間取り / 面積  | 3DK/65.72㎡         |
| 家賃        | 7,000円～（収入に応じて算出）  |

### ■高倉中団地 3号（公営住宅）

|           |                    |
|-----------|--------------------|
| 団地の住所     | 榛原檜牧 2143-1        |
| 構造 / 建設年度 | 簡易耐火構造 2階建 / 昭和49年 |
| 間取り / 面積  | 2DK/49.60㎡         |
| 家賃        | 10,000円～（収入に応じて算出） |

### ■川原団地 333号（改良住宅）

|           |                    |
|-----------|--------------------|
| 団地の住所     | 菟田野岩崎 2-13         |
| 構造 / 建設年度 | 簡易耐火構造 2階建 / 昭和60年 |
| 間取り / 面積  | 4DK/94.13㎡         |
| 家賃        | 7,000円～（収入に応じて算出）  |

### ■西谷改良団地 10号（改良住宅）

|           |                      |
|-----------|----------------------|
| 団地の住所     | 室生西谷 139-3           |
| 構造 / 建設年度 | 木造2階建 / 平成9年         |
| 間取り / 面積  | 4DK/84.22㎡           |
| 家賃        | 10,500円～（収入に応じて割増）   |
| 共益費       | 2,400円（毎年度、変動する場合あり） |

税金も水道料金もスマホで決済！

# スマホアプリで公共料金をお支払い！

スマートフォンなどから専用アプリを操作するだけで、市の税金などが納付できるサービスがあります。このサービスでは専用のアプリを使い、スマートフォンのカメラ機能で納付書のコンビニ収納用バーコードを読み取ることで、簡単にお支払いがすることができます。

- 【対象】** ・市県民税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税  
・国民健康保険税・上下水道料金・市営住宅家賃
- 【必要なもの】** ・コンビニ収納用バーコードが印字された納付書  
・スマートフォンまたはタブレット端末
- 【対象アプリ】** ・ヤフーアプリ ・PayB（ペイビー）
- 【利用可能な金融機関】**  
・南都銀行・ゆうちょ銀行・みずほ銀行 など順次拡大予定
- 【注意事項】** ・納付手数料はかかりません



◀税務課 吉岡

アプリのダウンロードや詳しい操作方法などは、ヤフーアプリ専用ページ・PayB 専用ページをご覧ください。

- 問 税務課** ・市税（市県民税など）  
☎ 82・1306/IP ☎ 88・9072
- 問 保険年金課** ・国民健康保険税  
☎ 82・3672/IP ☎ 88・9086

- 問 水道局総務課** ・上下水道料金  
☎ 82・2185/IP ☎ 88・9067
- 問 公営住宅課** ・市営住宅 家賃  
☎ 82・5642/IP ☎ 88・9096



**問 農林課**  
☎ 82・3679 / IP ☎ 88・9060

※着工前申請が必要です。予算額に達し次第終了します。

**【上限額】** 市内の建物10万円・市外の建物5万円

**【交付額】** 市産木材購入費の2分の1

市内の森林から産出された木材を購入して、新築やリフォームをする、ウツピー商品券（最大10万円）を交付します。

建築事業者と合法木材供給事業者として認定された製材事業者の連名で証明可能な宇陀市産木材を2万円以上のご利用から商品券の交付を受けていただけます。

市内の森林から産出された木材を購入して、新築やリフォームをする、ウツピー商品券（最大10万円）を交付します。

建築事業者と合法木材供給事業者として認定された製材事業者の連名で証明可能な宇陀市産木材を2万円以上のご利用から商品券の交付を受けていただけます。

市内の森林から産出された木材を購入して、新築やリフォームをする、ウツピー商品券（最大10万円）を交付します。

建築事業者と合法木材供給事業者として認定された製材事業者の連名で証明可能な宇陀市産木材を2万円以上のご利用から商品券の交付を受けていただけます。

市内の森林から産出された木材を購入して、新築やリフォームをする、ウツピー商品券（最大10万円）を交付します。

建築事業者と合法木材供給事業者として認定された製材事業者の連名で証明可能な宇陀市産木材を2万円以上のご利用から商品券の交付を受けていただけます。

宇陀市産木材をご活用ください

Life&Environment  
産業・まちづくり



**問 秘書広報情報課**  
☎ 82・3612 / IP ☎ 88・9080  
メール: hishokouhou@city.uda.lg.jp

※詳しくは問へ

※市内在住の小学校入学までの方に限ります。また、応募多数の場合は初めての方を優先します。詳しくは問へ

市内在住の小学校入学までの方に限ります。また、応募多数の場合は初めての方を優先します。詳しくは問へ

市内在住の小学校入学までの方に限ります。また、応募多数の場合は初めての方を優先します。詳しくは問へ

市内在住の小学校入学までの方に限ります。また、応募多数の場合は初めての方を優先します。詳しくは問へ

市内在住の小学校入学までの方に限ります。また、応募多数の場合は初めての方を優先します。詳しくは問へ

市内在住の小学校入学までの方に限ります。また、応募多数の場合は初めての方を優先します。詳しくは問へ

市内在住の小学校入学までの方に限ります。また、応募多数の場合は初めての方を優先します。詳しくは問へ

広報うだ10月号掲載  
わが家のアイドル写真募集

Event&Others  
イベント・その他

**サマージャンボ7億円**

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

**サマージャンボミニ5千万円**

(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。



各1枚 300円  
**7月2日の2種類同時発売!**

発売期間 7/2(火)～8/2(金)

公益財団法人奈良県市町村振興協会

# 差別をなくす強調月間の取り組みにご参加を！

問 人権推進課 (☎ 82・2147 / IP ☎ 88・9077)

| 催し・内容                            | 日 時                      | 場 所                         |
|----------------------------------|--------------------------|-----------------------------|
| 街頭啓発                             | 7月1日(月)                  | 近鉄室生口大野駅・榛原駅<br>サンクシティ、市役所前 |
| 人権啓発ポスター・標語展                     | 7月5日(金)～25日(木) 休館日の火曜日除く | 文化会館                        |
| 部落差別等撤廃と人権確立を目指す県民集会             | 7月31日(水) 12:30～          | 檀原文化会館                      |
| 人権・行政・心配ごと特設相談<br>(予約不要・無料・秘密厳守) | 7月9日(火) 10:00～12:00      | 室生人権交流センター                  |
|                                  | 7月9日(火) 13:30～15:00      | 音楽の森ふれあい館                   |
| 人権相談 問 人権推進課 (☎ 82・2147)         | 7月10日(水) 9:00～12:00      | 室生振興センター                    |
| 行政相談 問 総務課 (☎ 82・1302)           | 7月10日(水) 13:30～15:00     | ふるさと元気村                     |
| 心配ごと相談 問 室生地域事務所<br>(☎ 92・2001)  | 7月11日(木) 10:00～12:00     | 大野西垣内集会所                    |
|                                  | 7月11日(木) 13:30～15:00     | 蕨集会所                        |

※定例の人権相談・行政相談、心配ごと相談についてはP31をご覧ください。

## 差別をなくす市民集会 7月13日(土) 午後1時30分～ 場所：文化会館

今回の集会は、「ピンチをチャンスに変えるキュートな生き方！」というテーマで、三遊亭究斗さんにミュージカル落語を行ってもらいます。

三遊亭究斗さんは、全国の小中学校の芸術鑑賞会等での招待公演、講演活動も多数行っており、イジメ撲滅の願いを込めた「笑い」と涙に溢れた感動の作品「一口弁当」は文化庁芸術祭参加作品にも選考されています。

※申し込み不要・手話通訳・要約筆記あり

### 文化会館までバスを運行します

室生地域事務所・・・12:30 宇陀市役所・・・12:50  
菟田野地域事務所・・・13:00 岩崎東口バス停・・・13:05



【講師】落語家 三遊亭 究斗さん

## 東京2020 オリンピック 聖火リレー

### そのルートに宇陀市 が選ばれました！

奈良県のオリンピック聖火リレーは、  
令和2年4月12日(日)～13日(月)  
となります(宇陀市は13日)

聖火ランナーの募集などについては、東京2020組織委員会のホームページなど  
でご確認ください。

<https://tokyo2020.org/jp/>

## 7月の文化会館だより

### かざろひホールの催し

(6月13日現在)

| 日  | 曜日 | 催し物案内            | 主催者          | 時間                   | 対象など   |
|----|----|------------------|--------------|----------------------|--------|
| 5  | 金  | 大宇陀中学校 人権教育講演会   | 大宇陀中学校 教育友会  | 開演 午後                | 生徒 保護者 |
| 7  | 日  | 東ピアノ教室発表会        | 東佐江子         | 開演 正午                | 一般(無料) |
| 13 | 土  | 差別をなくす市民集会       | 宇陀市 宇陀市教育委員会 | 開場 13:00<br>開演 13:30 | 一般(無料) |
| 14 | 日  | ピアノ発表会           | 安達朋子         | 開演 13:00             | 一般(無料) |
| 20 | 土  | リトル サマーコンサート     | 生田擁子         | 開演 13:00             | 一般(無料) |
| 21 | 日  | 第13回 宇陀市コーラスのつどい | 宇陀市コーラスのつどい  | 開場 13:00<br>開演 13:30 | 一般(無料) |
| 28 | 日  | ピアノ・フルート発表会      | 瀬山登紀子        | 開演 13:00             | 一般(無料) |

### 展示ホール催し ■小中学校人権ポスター・標語展示

【展示期間】7月5日(金)～25日(木)

7月の休館日(2・9・15・16・23・30日)

問 宇陀市文化会館 (☎ 83・0977)

夏休み！みんなで学ぼう！！

## 夏休み特別講座 参加者募集

## 中央公民館講座

## 子ども学級

## ①夏休み木工教室

【開催日】 7月23日（火）

午後1時30分～3時30分

【場所】 中央公民館（大宇陀地域事務所隣）

【内容】 木で作るデコレーション自動車

【対象】 市内在住、在学の小学生3年生以下は保護者同伴

【定員】 25人（抽選）

【参加費】 800円（材料代）

【講師】 神野山木工館館長

松村朋子先生



▲木で作る自動車

## ②夏休みおもしろ科学実験教室

【開催日】 7月31日（水）

午後1時30分～3時30分

【場所】 中央公民館（大宇陀地域事務所隣）

【内容】

○電気をためて遊んでみよう

○静電気の不思議

○水の上を歩いてみよう

○踏んで固まる不思議な物体

【対象】 市内在住、在学の小学生3年生以下は保護者同伴

【定員】 25人（抽選）

【参加費】 200円（材料代）

【講師】 市教育委員会

教育総務課課長 岡橋秀光

## ③夏休み社会見学

【開催日】 8月1日（木）

午後1時30分～5時

【行き先】 奈良市防災センター

【内容】 見て！触れて！楽しく防災学習をしよう！

【集合】 総合体育館駐車場

午後1時30分集合出発

【対象】 市内在住・在学の小学生

2年生以下は保護者同伴（1人）

【定員】 25人（抽選）

【参加費】 100円（保険代）

## ①～③共通

【申し込み】 7月1日（月）～13

日（土）の期間中に、住所、氏名

年齢、電話番号を☎もしくは

中央公民館窓口へ

問 中央公民館

☎83・0551 / IP ☎88・9180

【休館日】 木曜日・祝日

## 文化財課特別講座

## ①特別天然記念物

オオサンショウウオの夜間家族観察会

【開催日】 7月27日（土）

大好評で今年も開催！  
すっかり宇陀の風物詩に  
なったねえ～【集合時間・場所】 午後6時30分  
室生振興センター

【内容】

①講座（午後6時30分～）

室生振興センター

②観察会（午後7時30分～9時）

室生川（もみじ公園付近）

※雨天・悪条件の場合、観察会

は中止

【対象】 小学生と保護者（必ず保

護者同伴で）

【持ち物】 濡れても良い運動靴（長靴やサンダルは禁止）、懐中電灯、タオル、着替え、飲み物、手袋 など

【定員】 50人（先着順）

【参加費】 無料

【申し込み】 7月2日（火）～

23日（火）の期間中に問へ。

## ②考古学体験講座

むかしのものづくり（銅鏡・勾玉づくり）を体験しませんか。

【開催日】 下表のとおり

【内容】

○銅鏡づくり 樹脂製の鋳型に

合金を流し込み、ミニチュアの鏡を作ります。

○勾玉づくり 柔らかい石を削り、磨きます。

【持ち物】 エプロンなど（作業のできる服装）、雑巾

【申し込み】 下表の期間中に問へ。

※会場まで直接お越しください。

小学生のみ参加の場合は、保護

者による送迎をお願いします。

問 文化財課

☎82・3676 / IP ☎88・6695

## 文化会館

## 夏休み子ども陶芸教室

【開催日】 7月27日（土）

午後1時～4時30分

【場所】 文化会館（大宇陀拾生）

【内容】 オンリーワンの皿やカップ、箸置きづくり

| 講座名              | 日時                   | 場所                 | 定員                | 参加費        | 申込期間           |
|------------------|----------------------|--------------------|-------------------|------------|----------------|
| 古墳時代のものづくり       | 8月5日（月）<br>9:30～ 正午  | 室生振興センター<br>（室生大野） | 各回<br>10人<br>（先着） | 各回<br>200円 | 7月3日～<br>29日   |
| ○銅鏡づくり<br>○勾玉づくり | 8月19日（月）<br>9:30～ 正午 | 榛原総合センター<br>（榛原萩原） |                   |            | 7月3日～<br>8月13日 |
|                  | 8月21日（水）<br>9:30～ 正午 | 菟田野分館<br>（菟田野松井）   |                   |            | 7月3日～<br>8月14日 |
|                  | 8月23日（金）<br>9:30～ 正午 | 文化分館<br>（大宇陀拾生）    |                   |            | 7月3日～<br>8月16日 |

【対象】 市内在住、在学の小・中

学生 小学2年生以下は保護者

同伴

【定員】 10人（抽選）

【参加費】 500円（材料代）

【講師】 陶芸教室受講生の皆さん

【申し込み】 住所、氏名、学年、

電話番号を明記し、☎、FAX、

メールで。

問 文化会館

☎83・0977 / FAX 83・0976

メール:

bunkakaikan@city.uda.lg.jp

桜井・宇陀をあそびつくせ！

## 低山フェス in そに



ボルダリングやスラックラインと気軽に楽しめるコーナーや、飲食ブースも充実し、夏休み最後を曾爾村で遊びつくす2日間！歩くことに興味がある方、空の下で動くことが好きな方、ぜひご参加を！

## 【開催日】

○8月31日(土)

午前9時～午後4時

○9月1日(日)

午前9時～午後3時

【場所】曾爾村森林組合土場

(曾爾村今井)

【定員・参加費】各プログラムにより異なります。

【持ち物・服装】動きやすく汚れても良い服装、歩きなれた靴など、参加されるプログラムにより異なります。

## 図書館からのお知らせ

(宇陀市立中央図書館)

★おはなし会(約30分)

すくすくひろば(0～3歳)

7月10・24日(水)

①10:00～ ②10:45～

2回内容同じ

おはなしクラブ

7月13日(土)

①10:30～(小さい子) ②11:15～(大きい子)

図書館フェスティバル  
スタンプラリーを実施！

7/26(金)～28(日)

場所：26・27 榛原総合センター3階  
28 おはなしの部屋

26日(金)

午前：『命の教育』うだ・アニマルパークの先生

10:00～10:45

午後：『折り紙教室』加藤先生

14:00～16:00

27日(土)

午前：『絵本作家 山口マオさんの絵本ライブ』

13:30～15:00

※当日は絵本の販売とサイン会を行います。

購入された本に限りサインがもらえます！

28日(日)

午前：『絵本等の読み聞かせなど』

榛生昇陽高校生徒さん 9:00～12:00

午後：『映画会 おまえうまそうだな 宮西達也』

1回目 13:15～14:30 2回目 15:00～15:45

各回の内容は異なります

## らいぶらリースペシャルウィーク

4月～10月と翌3月の毎月10日～16日の

開館時間を1時間延長します！(休館日除く)

(宇陀市立大宇陀図書館)

★おはなし会(約60分)

7月20日(土) 10:30～ 場所：和室(2F)

★映画会(約75分)『かいけつゾロリ』

7月27日(土) 10:30～ 場所：研修室(1F)

7月の休館日 2・9・15・16・23・30 毎週火と祝日

中央図書館 ☎82-4749・IP88-9110

【開館時間】9:30～17:00

大宇陀図書館 ☎83-0976

【開館時間】9:00～17:00

ただし  
7/10～14  
18:00まで

8/31

## アウトドア初心者向け

◆初めての山登り、ひとり参加でもガイド付きだから安心！

◆健康のために歩きたい！

◆足の負担が軽く歩くことが楽しくなるノルディックウォーキング

◆太陽光での難しい写真撮影のコツをプロのカメラマンに教わります。

◆ヨガでゆつくり体を動かしながら、体の中から健康に！

9/1

## 水鉄砲サバイバル

◆水鉄砲と水風船を使用したチーム戦(1チーム5人まで)。

◆トーナメント戦で上位3チームに賞品あり。

◆子どもの部

小学6年生まで 20組

参加費無料

◆大人の部

中学生以上 20組

参加費一人200円

ともに事前申し込み必要

詳しくは  
ここで  
チェック！Facebook  
twitter  
Amebasoni.mountainfestival  
tamatotn\_2018  
yamatokougen-soni

特集

市政トピックス

うだぢから

まちのわだい

みんなで子育て

病院・ウェルネス

お知らせ

夏休みイベント

掲示板

うだちゃん

## 臨時職員の登録を随時受付中

問 人事課 (☎ 82・1303 / IP ☎ 88・9069)

この制度は、宇陀市役所の臨時職員として働くことを希望される人に、あらかじめ希望する職種や勤務時間などを登録していただくものです。採用にあたっては、条件に合う方を採用担当課で選考し、面接審査などを経て決定します。

※登録した場合でも必ず採用されるとは限りません。

この登録制度とは別に、専門職（保育士・保健師など）や、特別な事由がある場合は、担当課が広報紙、ホームページ、ハローワークなどを通じて募集をすることもあります。



○施設管理 840円／  
○事務職補助 880円／  
○専門職は、個別に設定  
【申し込み】 申込書、資格・免許などを要する職種の場合は資格証・免許証の写しを問へ。  
申込書は人事課に設置または市ホームページからダウンロード。

- 【業務内容】 事務職補助、選挙事務、施設管理、まちづくりアドバイザー、保育士・保育教諭・幼稚園教諭、校務員・園務員、看護師、ICT支援員、調理員・プール監視員・図書館業務補助など
- 【登録要件】 18歳以上65歳以下の人（高校生不可）
- 【登録期間】 令和2年3月31日（火）まで
- 【任用開始日】 必要に応じ随時任用
- 【勤務日・時間】 各業務により異なります
- 【時給】 各業務により異なります

### 登録から採用までの流れ

- ① 申込書などを希望職種により人事課へ提出
- ② 採用する必要がある場合、登録された人のなかから採用条件に一致する人を抽出し、面接試験等の候補者を決定
- ③ 担当課から候補者に連絡し、業務内容や勤務条件等を説明
- ④ 面接試験等を実施し、結果を連絡

宇陀市 臨時職員登録

## 人事異動

《6月1日付人事異動》

- 一般 税務課 横谷友美
- ▼商工観光課 西岡亜由美

問 人事課

(☎ 82・1303 / IP ☎ 88・9069)

## 職員募集

### 総務課

選挙事務従事者（臨時職員）

【募集人員】 10人程度

【職務内容】 各種選挙の期日前投票所での受付事務従事者

【勤務場所】 市役所または各地域事務所

【要件】 ワード・エクセル（初級程度）が使える65歳以下の人

【雇用期間】 各選挙における期日前投票期間

【勤務時間】 1回につき約6時間前後。配置状況により8時間となる場合もあります。

【時給】 880円

【申し込み】 随時。事前に宇陀市臨時職員登録制度に登録していただく必要があります。

※臨時職員登録制度について、詳しくは、上記記事および市ホームページをご覧ください。

問 市選挙管理委員会【総務課内】  
(☎ 82・1302 / IP ☎ 88・9068)

令和元年度（令和2年春採用予定）

## 宇陀市職員採用試験

（職務経験者等）

職種・採用人員など、詳細は市ホームページをご確認ください。

宇陀市 職員採用試験

検索

### ■第一次試験

日時：7月28日（日）予定

場所：宇陀市役所 会議室

### ■受験手続

申込方法：郵送または持参

申込期間：7月1日（月）～12日（木）

問 宇陀市職員採用試験委員会

（人事課内）（☎ 82・1303 / IP ☎ 88・9069）



▲平成29年度 宇陀市採用職員